



消費生活 サポーター通信

令和6年度第2号

今月のテーマ

5月は消費者月間

デジタル化と消費者トラブル



今年のテーマは 「デジタル時代に求められる 消費者力とは」

デジタル化やAI等の技術が進展し生活が便利になる一方で、リスクも多様化しています
こうしたデジタル時代において安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、**デジタルサービスの仕組みやそのリスクへの理解等**をアップデートし続けていくとともに、「**気づく・断る・相談する**」基礎的な力も引き続き高めていきましょう！



消費者庁ウェブサイト「令和6年度消費者月間」

【消費者月間】

消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行う月間です。



事例

パソコンで警告が出たら **サポート詐欺に注意!**

- ・パソコン閲覧中に「**ウイルス感染の警告**」が表示された
- ・警告画面に記載されたサポート窓口で電話をすると、「**警告表示を消すには5万円が必要**」「**コンビニでプリペイド型電子マネーを買って番号を教えて**」と指示された
- ・番号を教えると、「**1桁違うので再度5万円が必要**。さらに**やり直しの手数料3万円分も必要**」と指示され、結局合計 **13万円分**の番号を教えてしまった



アドバイス

- ① 突然警告画面や警告音が出ても慌てず、画面に表示されている連絡先には**絶対に電話をしない**
- ② 警告画面は強制終了等の手順で消すことができます **パソコンに関する技術的な相談は**
- ③ 自分で判断できない場合は周りの人もしくは、最寄りの消費生活センター等や警察へすぐに相談しましょう



【サポート詐欺】

警告画面上に表示されている電話番号に電話をかけさせ、偽のサポートに誘導し、**サポート料金を支払わせる**手口です

情報セキュリティ安心相談窓口

TEL 03-5978-7509 受付時間 10:00~12:00,13:00~17:00
(土日祝日・年末年始は除く)
サイト URL : <https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>
メールアドレス : anshin@ipa.go.jp

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし

いやや **188**

(お近くの消費生活センターにつながります)



公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



LINEの「友だち追加」から

「@638mbqrp」をID検索する

令和6年5月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)